

議案第11号

鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月22日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鹿屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「いる法第19条第1項第1号」を「いる同号」に、「の法第19条第1項第1号」を「の同号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第2号」を「係る法第19条第2号」に、「いる法第19条第1項第2号」を「いる同条第2号」に、「の法第19条第1項第2号」を「の同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「いる法第19条第1項第2号」を「いる同条第2号」に、「定められた法第19条第1項第2号」を「定められた法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号」を「同号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「とする」を「」とする」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「いる法第19条第1項第1号」を「いる同条第1号」に、「定められた法第19条第1項第1号」を「定められた法第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「「法第19条第1項第1号」を「「同号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第13条第2項」を「「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項」に、「とする」を「」とする」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「なる法第19条第1項第1号」を「なる法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公

布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。